

官報

法律

二九	自然公園法の一部を改正する法律	六	日号外
三〇	災害対策基本法等の一部を改正する法律	一〇	二
三一	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	一〇	五
三二	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律	一〇	一一
三三	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律	一〇	二五
三四	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	一九	一五
三五	デジタル社会形成基本法	一九	一六
三六	デジタル庁設置法	一九	二〇
三七	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	一九	二四
三八	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	一九	三四
三九	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	一九	九二
四〇	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	一九	二〇
四一	国立大学法人法の一部を改正する法律	二一	二〇
四二	特許法等の一部を改正する法律	二一	四
四三	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律	二一	七

令和3年
5月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙
第四八五号から
第五〇二号まで
第一〇〇号から
第一〇〇号まで
第四一〇号から
第四一〇号まで
第四六六号まで

凡例

※ 法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。
◇ 1. 件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2. 件名の下数字のうち、上段は掲載日、中段のアルビア数字は号外番号、下段はページを示す。

府令

三〇	○内閣府 災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令	一〇	二八
三一	沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令	一四	二
三二	災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	二〇	二
三三	特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令	三一	二

府令・省令

三	○内閣府、総務省 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令	一九	一〇
四	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令の一部を改正する命令	一九	二四
五	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令	二〇	二

政令

四四	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	二六	一一五
四五	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	二六	八
四六	新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律	二六	一一五
四七	少年法等の一部を改正する法律	二八	一一八
四八	住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律	二八	一一八
四九	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律	二八	一一九
五〇	子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律	二八	一一八
五〇	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害及びこれにの激甚災害及びこれに対して適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	六	一〇〇
五一	中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令	六	一〇〇

一五二	災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一〇	二七
一五三	災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	一〇	二七
一五四	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令	一九	一〇九
一五五	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令	一九	一〇九
一五六	国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	二一	二九
一五七	南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令	二六	一一五
一五八	著作権法及びプログラム著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日に関する政令	二八	一一八
一五九	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令	二八	一一八
一六〇	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令	二八	一一八